

時・平成 19 年 4 月 25 日（水）

於・農林水産省 3F「第 1 特別会議室」

第 3 回 獣医師の需給に関する検討会議事録

農林水産省

目 次

	ページ
1. 開 会	2
1. 消費・安全局審議官あいさつ	2
1. 議 事	
(1) 獣医師の需給見通し案について	5
(2) 獣医師の需給に関する検討会報告書(案)について	10
(3) その他	35
1. 閉 会	36

開 会

○境畜水産安全管理課長 おはようございます。本日は、皆様大変御多用中のところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。定刻を過ぎておりますので、ただ今から第3回の獣医師の需給に関する検討会を開催させていただきます。

最初に、私事で恐縮ですがけれども、4月1日付で畜水産安全管理課長を拝命いたしました境でございます。前職は、リスク評価を行ってありました内閣府食品安全委員会事務局で情報・緊急時対応課長を務めておりました。前任の杉浦同様、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、議事進行は座長の唐木先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○唐木座長 唐木でございます。本日は、御参加いただきましてありがとうございます。

消費・安全審議官あいさつ

○唐木座長 初めに、本検討会の開催に当たりまして、消費・安全局の小林審議官からごあいさつをお願いします。

○小林審議官 審議官の小林でございます。おはようございます。私、第1回、第2回も出席させていただきまして、本回が第3回ということになります。今日御出席の皆様方には、大変お忙しい中御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

第1回、第2回とも、熱心かつ中身のある議論を積み重ねてきていただいたというように考えております。本日が第3回ということでございますので、また取りまとめに向かっての案を御提示するというふうな段取りにもなっているようでございますので、できるだけ取りまとめが進むような方向で御議論いただければありがたいなというように考えております。

獣医師ということではございますが、皆さん新聞等で御存じのとおり、国家試験の漏えいの事件がございました。その当事者の皆様方それぞれなりに、そういうつもりでなかったという言い分はあるものの、結果的に漏えいしたということは大変大きな問題でありまして、農水省としては事実関係を究明する委員会を立ち上げ、また近々、そういった方に対する処分というものも行う予定にしております。起きたことは事実として、今後、その信頼回復のために努力を重ねないといけないというように思っております。

そういったこともありまして、獣医師さんについての関心というのは、従来よりはかなり高まっている面もあると思います。今回の需給の検討会の結果についても、世の中の関心というのはある程度集まってくるというふうにも考えております。ぜひ慎重かつ建設的な議論をお願いしたいというように考えております。

最初の第1回、第2回とも私申し上げたかと思っておりますけれども、今回の検討会はいわば公開の場でやっております。また、需給というものについて、従来、あまりそういう経済学的手法だとかあるいは統計的な手法等取り入れたりしてこなかったのを、今回取り上げて、委員の皆様方の協力を得てやっているということでございます。ぜひ客観的で社会的批判にも耐えられるいいレポートができ上がれば、私は長い目で見ても獣医師の政策にとって大きなプラスになるというふうに期待しておりますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○唐木座長　ありがとうございました。

それでは、次に、事務局から委員の出欠状況の確認をお願いします。

○境畜水産安全管理課長　本日の検討会は、7名の委員全員に御出席をいただいております。また、オブザーバーといたしまして厚生労働省、環境省、文部科学省の担当官にも御出席をいただいております。また、私の他に4月1日付で事務局の方で人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきたいと思っております。畜水産安全管理課の総務班担当の山田課長補佐がおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、一部に、獣医師が不足しているとの方針を政府が決めているかのような報道があったわけですが、この場をお借りしまして、農林水産省としての検討方針を御説明させていただきたいと思っております。お手元に2枚紙があろうかと思いますが、これをご覧いただきたいと思

います。

まず最初に、2ページ目に新聞記事をつけさせていただいております。ここの中身はあくまでも大学教育の中の獣医学部の定員の話になっておりますが、その背景に、農林水産省として獣医師の需給が逼迫しているというような公式見解があったかのような話が出ておるということでございますけれども、そういったことはないということをまず申し上げたいと思います。

1ページ目に戻っていただきまして、1の(3)のところですが、設置の趣旨のところでございますが、獣医師の需給に関する検討会につきましては、この推計作業に当たってはということでございますが、獣医師届出数を踏まえた年齢別・男女別の就業予測の他、診療施設やペット飼育者への大規模なアンケート調査を行うなど、幅広いデータを整理いたしまして検討会の内容も公開するなど、客観性・透明性の確保に努めておるところでございます。

2のこれまでの検討状況でございますが、11月と3月に2回の検討会を開催させていただいておりまして、(2)にございますように、これまで基礎データの項目(要素)や統計的な手法等につきましては整理されましたけれども、推計に用いられるデータ、これは将来の家畜飼養頭数とか犬猫1頭当たりの受診回数、これらについてはさらに検討が必要とされております。

3の今後の予定でございますけれども、事務局といたしましては、本日の検討結果を踏まえて、報告書の取りまとめの方向になりますように議論を深めていただければというふうに思っております。できる限り客観的な需給見通しを提供することが重要というふうに考えておりますので、想定される複数の前提条件に基づく獣医師の需給見通し案の作成をお願いしたいというふうに考えております。当省といたしましては、本検討会の検討結果につきましては、尊重して対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○唐木座長 この件につきましては、私も一言つけ加えさせていただきたいと思うのは、お手元の今の新聞を見て、私も大変驚いたわけです。もう既に定員増が決まっていると。もし決まっているのであれば、この検討会は不要であるということ。そしたら、私のところにすぐ文科省から御連絡がありまして、説明をしたいということで説明を伺いました。文科省は一切知らないということです。それから、農水の方でも話を伺いました。ところが、その辺でいろいろと、農水の一部の方だろうと思いますが、この新聞記事に書いてあるように、家畜専門の獣医不足が一段と深刻になる前にすそ野を広げる必要があるというふうなお考えがあるやのお話も伺いました。それがもし農水の公式見解であるのであれば、この検討会は必要がないし、あるいは隠れみのに使われるという妙な形にもなりかねないということで、私はこの件が明確になるまではということ

で、委員の辞表を出ささせていただきました。しかし農水の中で、今御説明がありましたように、そういうことは一切ないと。そして、この検討会の結論を重視するということをはっきり言っていただきましたので、私は辞表を撤回させていただきました、ここに座ることに、また帰ってくることにいたしました。

そうということで、小林さんの方からお話がありましたように、この検討会は周囲のいろんな雑音があることは御存じのとおりですが、そういうものと無関係に、あくまで非常に客観的にデータに基づいて、だれが見てもおかしくない結論を出すということでやっていきたいと思いますので、ぜひ委員の先生方よろしくお願いいたします。

それでは、次に、事務局から資料の確認をお願いします。

○木村課長補佐 本日の資料は3点ございます。資料1に「議事次第」、「獣医師の需給に関する検討会委員名簿」、資料2に「獣医師の需給見通し案について」、横長の資料でございます。最後に「獣医師の需給に関する検討会報告書（案）」についてもつけさせていただいております。抜け等がありましたら、御指摘いただければと思います。

以上です。

○唐木座長 資料はよろしいでしょうか。

議 事

（１）獣医師の需給見通し案について

○唐木座長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の検討会におきましては、前回の検討会の際に指摘があった点も踏まえた「（１）獣医師の需給見通し案について」、まず御議論をいただきたいと思います。その後、「（２）の獣医師の需給に関する検討会報告書（案）」について、取りまとめに向けた御議論をいただきたいというふうに思っております。

それでは、まず（１）の「獣医師の需給見通し案について」、事務局から説明をお願いします。

○木村課長補佐 それでは、資料2の「獣医師の需給見通し案について」という横長の資料の方を御参照いただければと思います。

2ページ目でございますけれども、本日の第3回の獣医師の需給に関する検討会の検討の項目でございますけれども、まず第2回、前回の検討会の概要について御説明を差し上げまして、その後、その際に指摘を受けました点につきまして見直しました獣医師の需給見直し案について御

説明差し上げたいと思います。その後、座長からありましたけれども、報告書の（案）につきましても御議論いただければというふうに考えております。

3 ページ目でございますけれども、第 2 回の検討会は先月 3 月 12 日に行われましたが、2 の（2）のところで、3 点ほど御指摘を主な意見としていただいたということでございます。まず 1 つ目は、家畜の飼養頭数についてでございます。この点につきまして、獣医師数の将来推計に当たっては、「食料・農業・農村基本計画」に基づく家畜飼養頭数を利用しており、将来、現状よりも飼養頭数が増加しているということになってございますが、飼養頭数について現状維持で推移すると仮定した場合においても需給見通しの作成が必要ではないかという御指摘をいただいております。

2 つ目に、2006 年時点での需要と供給に乖離が認められる点につきまして、前回事務局の方から提出をさせていただいた資料では、2006 年時点での需要と供給に乖離があるということで、これを一致するように推計値を修正することが必要ではないかという御指摘をいただいております。

3 点目でございますけれども、犬猫の受診回数の将来見通しの推計について。犬猫の受診回数の将来見通しの推計に当たっては、その根拠となるデータについて、日本獣医師会の協力を得て整理してはどうかという御指摘をいただいております。

これら前回の御指摘を踏まえまして、今回の検討会において再度資料を整備するということになりました。それを踏まえた修正点が 4 ページ以降でございます。まず、指摘の第 1 点でございました産業動物獣医師の需要見通しの件でございますけれども、前回お示しした需要見通しですと、産業動物診療に必要な獣医師数については、「食料・農業・農村基本計画」において定められた 2015 年の畜産物の生産努力目標の達成に必要な家畜の飼養頭羽数に基づき算出したということでございまして、右側のグラフの赤い線が需要見通しでございます。一方、前回の御指摘をいただきまして、このような政策努力目標を勘案しない場合として、現状の家畜の頭羽数が今後も増加しないものとする仮定を置いた推計も行っております。現状のままでございますので、その結果の需要見通しは右のグラフの青い線でございます。現状の 3,576 名といいますものが今後も続いていくという計算でございます。その結果、政策を反映した場合としない場合で 500 人ぐらいの差が 2015 年中に出てきているということでございます。

次に 5 ページでございますが、2006 年時点での需給の乖離があったということでございまして、前回の推計でございますと、2006 年時点で、産業動物獣医師については 600 人供給の方が需要より多く推計されておりました。小動物診療獣医師につきましては、2,200 人ほど逆に需要

が供給を上回っていたということが生じておりました。

一方、今回の調査手法でございますと、現在の獣医師の診療実態に基づき必要獣医師数を算定しておりますことから、理論上はこの乖離というのは生じないはずでございます。したがって、この乖離については、右側にありますように 2006 年時点で一致させるように修正をしたいと思っておりますけれども、この乖離を一致させる理由として、まず 1 つは、今回行う需給の見通しの作成は、現時点での獣医師の過不足を把握するということを目的としているわけではなくて、将来的に獣医師の需給の見通しはどうなっていくかということについて予測することにあるということがまず第 1 点でございます。

また、第 2 点目として、今回実施した診療施設に対する調査、この需要のほうを見通すための調査は、例えば産業動物診療獣医師において実態よりも効率性が高い診療施設に対して行われたという可能性もあるということなど、この調査の結果の誤差に起因するものであるということが想定されることから、2006 年時点での産業動物獣医師、小動物診療獣医師の需給が一致するように、右側の前回点線だったところを実線の方に、産業動物獣医師の場合は需要 600 人、2006 年時点で増と、小動物診療獣医師の場合は 2,200 人ほど需要の方を下げるというような修正を行いました。

次に 6 ページでございますが、犬猫の年間診療回数の将来推計の見直しについてということでございます。この点について飼育者に対する調査によれば、犬猫 1 頭当たりの平均診療回数、年間でございますけれども、犬 1 頭当たり 3.25 回、猫 1 頭当たり 1.97 回であり、前回の推計ですと、将来とも一定であるということを仮定しておりました。これについて、将来の犬猫の平均診療回数の見通しについては、より正確に推計を行うため、将来の地域ごとの世帯数でありますとか世帯主の年齢等の構成も勘案して、将来時点での年間診療回数の推計ということも反映させることにいたしました。結果的に、右側の下のグラフの青い線が現状値でございますけれども、こういう世帯構成の変化というものを勘案してもほとんど変わりませんでした。

これに加えて、飼育者の飼育意識の変化に伴いまして、どの程度年間診療回数が今後伸びていくかということについては、前回の推計のとおり、今後 10 年間で年間診療回数が 10 % 増加する場合を中位推計、20 % 増加する場合を上位推計とすることとして必要獣医師数を算出しておりました。これにつきましては、現在の関東地域における年間診療回数の程度まで全体の平均が伸びた場合、15 % 程度の伸びということが見込まれることを踏まえ、ある程度の幅を持たせて、10 %、20 % ということで推計を行ったものでございます。

次に 7 ページでございます。この点については、小動物診療施設における診療の効率化につい

て、前回、小動物診療の関係で日本獣医師会の方に資料の整備をお願いしますということで座長のほうからあったと思いますけれども、これに対応しまして日本獣医師会の方から、小動物診療施設における診療の効率化についてこのようなデータがあるということの提出を受けましたので、御説明をさせていただきます。

近年、小動物診療施設において獣医療補助者の雇用が増えておりまして、獣医師のみが行うことができる診療業務以外の業務を担っているということでございます。日本獣医師会によりますと、この小動物診療施設における業務のうち約3割は獣医師以外の者でも代替できる業務であり、現在、その半数程度は獣医師以外の者により実施されているという調査の結果が右側に示されております。

また、日本獣医師会より、今後さらに獣医療補助者による業務の代替が進むとすれば、現在よりも10%程度診療効率が上昇すると。より多くの動物を1人の獣医師の先生で診られるようなことができるということが予測されるという意見が示されております。

したがいまして、診療効率が上昇した場合、獣医師の1人当たりの診療可能頭数が上昇することから、仮に10年間で10%診療効率が上昇した場合における獣医師の需給見通しについても推計を行うことといたしました。この点についても補足があれば、後ほど中川委員の方からお願いしたいと思います。

これらの点を踏まえました獣医師の需給見通し案についてが8ページ以降でございます。まず8ページでございますが、産業動物診療獣医師の需給見通しといたしまして、まず政策目標値を勘案する場合、これは右側の赤い需要の線でございますけれども、この場合ですと、2015年時点で右側の緑の供給の線との乖離が1,000人程度、2040年時点で1,500人程度乖離をしているということでございます。

一方、政策目標値を勘案しない場合は、このブルーの需要のラインになりますので、2015年時点で500人程度、2040年時点で1,100人程度の不足となるということが見込まれております。したがいまして、家畜の飼養頭数について政策目標値を勘案するか否かに関わらず、今後産業動物獣医師が不足していくということが見込まれるということでございました。

次に9ページでございます。小動物診療獣医師の需給見通しについてでございます。まず、先ほどございました小動物診療施設における診療の効率化を勘案しない場合ということでございますが、今後、犬猫の健康管理に対する飼育者の意識が変化せず、1頭当たりの年間診療回数が伸びないケースにおいては、供給が需要を上回るということになりまして、これは右側のブルーの線でございます。供給が緑の線でございますので、2020年時点において1,000人程度、2040年

時点で 2,300 人程度、逆に供給が需要を上回るということになりました。

また一方、犬猫の診療回数が 10 年間に 10 %増加するとした仮定における推計においては、これは右側の黄緑色のラインでございますけれども、2025 年時点までは供給よりも需要が上回っているものの、2025 年以降需要が供給を上回るということでございまして、2040 年時点で 600 人程度供給が需要を上回るということでございました。

また、犬猫の年間診療回数が 20 %増加すると仮定した場合でございますけれども、これは右側の赤い需要のラインでございます。上位となっているラインでございますけれども、2020 年時点において 2,300 人程度、2040 年時点において 1,000 人程度需要が供給を上回っているということでございました。

一方、小動物診療の効率化を勘案する場合ということでございますけれども、この場合、右側の下の表にございますようにいろいろなパターンが考えられまして、例えば犬猫の診療回数の方が 20 %増加をして、診療が 10 %効率化する場合は、この表でいきます黄緑色のライン。犬猫の方の年間診療回数が 10 %増加して、診療可能頭数、効率化が 10 %増加した場合は、この右側の需要（現状値）というブルーのライン。年間診療回数が全く変わらずに、逆に獣医師 1 人当たりの年間診療可能頭数、効率化が 10 %進むとした場合、需要（下位）という右側のブルーの点線のラインになるということでございます。この場合、今申し上げました一番下位のケースでございますと、犬猫の年間診療回数が現状値で推移して小動物診療施設の効率化が進展した場合、2020 年時点で 2,500 人程度、2040 年時点で 3,700 名程度供給の超過ということでございました。先ほどございました犬猫の診療回数が 10 %、20 %増加するというケースでは、それぞれ診療の効率化を勘案すると、現状値の推計、中位推計、需給の見通しと一致するということになってございます。

次に 10 ページでございます。これらを踏まえまして、獣医師の供給総数から見ました需給の見通しでございます。まず現状値推計、これは犬猫の年間診療回数が将来伸びなくて、かつ効率化も進まないというケース、犬猫の診療回数が 10 %伸びて 10 %効率化するというケースと 2 つの場合でございますけれども、この場合ですと、2020 年以降、600 人から 900 人程度逆に必要獣医師数が供給数を上回るということでございます。

この上位推計でございます、犬猫の診療回数が 20 %伸びて、効率化が進展しないというケースでございますと、2020 年以降、4,000 人から 4,200 人程度需要が供給を上回るということでございました。

ウのケース、中位推計、これは黄緑色のラインでございますけれども、これは犬猫の診療回数

が 20 %伸びて診療効率化が 10 %進んだ場合という場合と、犬猫の診療回数が 10 %伸びて診療が効率化しなかったという 2 つのケースが表せるわけですが、2020 年以降、2,300 人から 2,500 人程度、必要獣医師数が供給数を上回ったという推計結果でございました。

最後に、小動物診療施設における効率化が進み、かつ犬猫の年間診療回数が伸びなかったというケース、下位の推計でございますと水色のラインでございます、2020 年時点で 850 人程度、2040 年時点では 600 人程度供給が需要を超過するということになってございます。

また一方、家畜の飼養頭数について政策努力目標を勘案しない場合においては、それぞれ 500 人程度、2015 年以降で需要が減少するということになってございますので、この数字がちょっと変わってくるということでございます。

私の説明は以上でございます。

○唐木座長 ありがとうございます。

中身の議論はその後の検討会報告書のところすることにしまして、ただ今の説明の内容につきまして御質問、よく分からなかったところ、そんなところございましたら今お受けしたいと思います、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。かなり複雑な計算になってきてはおりますが、御理解いただけましたでしょうか。

(2) 獣医師の需給に関する検討会報告書 (案) について

○唐木座長 それでは、続いて (2) の「獣医師の需給に関する検討会報告書 (案) について」、事務局から説明をお願いします。

○木村課長補佐 それでは、資料 3 の「獣医師の需給に関する検討会の報告書 (案) 」というところを御参照いただければと思います。非常に大部でございますので、かいつまんで御説明差し上げたいと思います。

2 ページでございますが、まず「はじめに」というところで、今回の検討会の開催の趣旨を記載してございます。今回の検討会では、今後 30 年程度の中長期的な獣医師の需給の見通しを策定することにより、獣医師の確保をはじめ今後の様々な獣医療施策の展開に資する基礎資料とすることを目的として、需給の見通しに関する報告書を取りまとめたものであるということでございます。

1 番目の「獣医師の需給見通しの推計の方針」、これは第 1 回目の検討会の際に確認をされた

点でございまして、今後 2040 年までの需給見通しを作成するということと、活動分野、地域ごとの需給見通しについても作成をしてみるということでございました。

2 の「獣医師の供給見通し」につきましては、これは前回と前提を変えてございませんので、ここは説明を割愛させていただきたいと思います。前回のとおりでございます。供給の方は割愛させていただきます。

次に 10 ページ以降でございます。「診療獣医師の需要推計モデル」というところでございまして、これの前提条件は、今回やや見直しております。右側の 11 ページの飼育動物の飼養頭数(L) の家畜の飼養頭数見通しのところで、アとイのケース、政策目標を勘案し、2015 年時点での政策目標が達成され、その後、2040 年まで家畜の飼養頭数が変化しないものとする仮定と、政策目標について勘案せず、現在の家畜の飼養頭数は変化しないものとして仮定したケースについて推計を行ったということ。このイのところを追加しているということでございます。

その後は 13 ページでございますが、獣医師 1 人による 1 日当たりの診療可能頭数というところでございます。こちらの部分で、先ほどございました診療の効率化というところでございます。

の獣医師 1 人による 1 日当たりの診療可能頭数というところでございます。これにつきまして 2 パラ目で、一方、犬猫の獣医師 1 人による 1 日当たりの診療可能頭数については、近年、小動物診療施設における獣医療補助者の養成機関や診療施設におけるこれらの補助者の雇用が増加してきており、獣医師のみが行うことができる診療業務以外の業務の代替が行われているが、今後このような代替がさらに進むことにより、獣医師 1 人当たりの診療可能頭数が増加する可能性があるということで、先ほどございましたように、日本獣医師会により示されております診療効率 が 10 % 程度増加するという見解を踏まえまして、今後 10 年間で 10 % 診療可能頭数が伸びた場合について推計をするということを追加してございます。

それを踏まえまして 14 ページ以降で、先ほど御説明いたしました産業動物診療獣医師の獣医師数の乖離を一致させるということについて御説明をしております。この 600 人の乖離ということにつきましては、今回の需給見通しの作成というのが現時点での獣医師の過不足を把握するということを目的としているものでなく、将来的な獣医師の需給見通しを予測することにあるということと、今回のこの誤差というのは、調査結果の誤差というものに起因するものであるというふうに考えられるということで一致をさせているということでございます。

小動物診療獣医師についても、この点について一致をさせているということでございます。

3.3、15 ページの公務員分野での必要獣医師数については、前回と同様のことで記載をさせていただいております。

それでは、17 ページ以下の最終的な「獣医師の需給見通しの評価」というところについて御説明を差し上げたいと思います。17 ページの 4 の「獣医師の需給見通しの評価」ということでございます。まず、活動獣医師総数から見た需給見通しでございますけれども、今後 2040 年までの獣医師の需給見通しは、今後の必要獣医師数について、犬猫の年間診療回数が変化しないものと仮定した推計の場合、2020 年時点で 600 人程度、2040 年時点で 900 人程度、需要が供給を上回ることになりました。また、犬猫 1 頭当たりの年間診療回数が今後 10 年間で 10 % 増加すると仮定した推計では、2020 年時点で 2,300 人程度、2040 年時点で 2,500 人程度、需要が供給を上回ることになりました。

さらに、この間、診療回数が今後 10 年間で 20 % 増加すると仮定した推計においては、2020 年時点で 4,000 人程度、2040 年時点で 4,200 人程度、必要獣医師数が供給数を上回ることになりましたということでございます。

一方で、先ほどございました小動物診療施設において獣医師が行っている業務の獣医療補助者への代替が進展することにより、獣医師 1 人による 1 日当たり診療可能頭数が今後 10 年間で 10 % 増加すると仮定したケースにおいては、犬猫の年間診療回数が現状値で推移すると仮定した場合においては、2020 年時点で 850 名程度、2040 年時点で 600 名程度、供給が必要獣医数を上回るということで推計をされております。これに対し、犬猫の診療回数が今後 10 年間で 20 %、10 % 増加すると仮定した場合においては、それぞれ診療の効率化を勘案しない場合の中位推計、現状値推計と同一の需給見通しの結果が得られております。

なお、産業動物に関する政策目標を勘案しない場合においては、これらより 500 人程度必要獣医師数が減少することとなりました。これが活動獣医師総数からみた需給見通しでございます。

続きまして 18 ページの 4 . 2 でございますが、分野別の獣医師数からみた需給見通しでございます。まず、(1) の産業動物診療獣医師の需給見通しでございますが、産業動物診療分野における活動獣医師総数は、2015 年時点で 1,000 人程度、2040 年時点で 1,500 人程度、需要が供給を上回ることとなりました。また、家畜の飼養頭数の見通しについて政策目標値を考慮しない場合においても、2015 年時点で 500 人程度、2040 年時点で 1,100 人程度、産業動物獣医数が不足するということになったということでございます。

一方、小動物の方は 19 ページでございますけれども、小動物診療分野における獣医師の需給見通しについては、今後犬猫 1 頭当たりの診療回数が現状から変化しないものと仮定した推計において、今後供給が需要を上回り、2020 年時点で 1,000 人程度、2040 年時点で 2,300 人程度、獣医師の供給が需要を超過するということになったということでございます。

また、10年間で犬猫1頭当たりの診療回数が10%増加すると仮定した推計においては、2025年頃までは供給が需要を上回るが、2040年時点において600人程度需要が供給を上回るようになったということです。

さらに、今後10年間で犬猫1頭当たりの診療回数が20%増加すると仮定した推計においては、今後需要が供給を上回ることになりまして、2010年時点で2,300人程度、2040年時点でも1,000人程度の需要が供給を上回るということになったということです。

一方、小動物診療施設において獣医師が行っている業務の代替が進展することにより、診療可能頭数が10%増加すると仮定したケースにおいては、犬猫の年間必要診療回数が現状値で一定であれば、2020年時点で2,500人、2040年時点で3,700人程度、供給数が必要獣医師数を上回ることになりました。これに対し、犬猫の診療回数が今後10年間で20%、10%増加すると仮定した場合においては、それぞれ診療の効率化を勘案しない場合の中位推計、現状値推計と同一の需給見通しが得られたということでした。

参考といたしまして、地域別の診療獣医師数からみた需給バランスについて20ページに提示をしているということです。

これを踏まえまして、最後のまとめのところでございますけれども、20ページの5でございますが、「まとめ」といたしまして、本検討会では、今後の獣医療政策の検討の基礎資料とするため、2040年までの獣医師の供給数と需要数の見通しを推計し、需給見通しの評価を行いました。本検討会による検討の結果、犬猫の健康管理に対する犬猫の飼育者の意識等が今後変化せず、犬猫1頭当たりの年間診療回数が現状より伸びないと仮定されるケースにおいては、2020年以降600人から900人程度、必要獣医師数が供給数を上回るものと推計されたのに対し、今後犬猫1頭当たりの診療回数が一定割合以上、推計では10%、20%ということで仮定いたしましたけれども、その場合、総体として2,300人から4,200人程度、必要獣医師数が供給数を今後上回るものと推計されたということです。

一方で、小動物診療施設における診療の効率化が進展したという仮定におきましては、犬猫の診療回数が一定割合以上伸びると仮定した場合においては、総体として600人から2,500人程度、必要獣医師数が供給数を上回るものと推計されたのに対し、犬猫の年間診療回数が現状値で推移する場合には、総体として600人から850人程度、逆に獣医師の供給数が必要獣医師数を上回るという推計結果も得られているということです。

さらに、家畜の飼養頭数について政策目標値を勘案しない場合においては、これらの推計から500人程度需給のギャップが縮小するということの推計結果も得られているということです。

ます。

これらを踏まえまして、需給獣医師の活動分野間の偏在に関しまして、産業動物獣医師の供給は、家畜の飼養頭数について政策目標値を勘案するか否かに関わらず需要を今後下回りまして、産業動物獣医師の不足が顕著になるというものとして推計されております。これは現状において新規参入者の過半数が小動物診療分野を活動分野として選択しており、新規参入者の小動物診療分野への集中が進んでいるということが大きく影響しているということでございます。

したがいまして、今後、特に産業動物の診療獣医師の不足により、地域において適切な獣医療が提供されないこと等の事態を回避するために、新規参入する獣医師の過半数が小動物分野の活動分野として選択し、他の活動分野における獣医師の確保に支障が生じる傾向にあるということなど、獣医師の活動分野や地域の偏在が発生する要因をより詳しく分析して、これを是正するための取り組みを強化すべきであるというところでございます。

また、このような獣医師の活動分野間、地域間の偏在の是正は、平成 22 年を目途に農林水産省において定める獣医療法に基づく獣医療の提供体制の整備のための基本方針の策定でございすとか、各都道府県における獣医師の確保に関する目標等、獣医療法に基づきまして都道府県が定めます獣医療提供体制整備計画の策定の検討の際に十分反映されるべきものであるということを書いてございます。

最後に、獣医師の需給の見通しについてこのような推計が行われたのは今回が初めてであり、本検討会による検討の意義は極めて大きいということでございます。本検討会においては、現時点で得られた統計の資料、統計分析手法に基づき、今後 2040 年までの獣医師の需給見通しを策定したものであり、飼育動物の飼養頭数や受診率の変化等今後の情勢の変化によっては、この見通しは常に変化していくものでございます。したがいまして、獣医療政策の今後の展開のための基礎資料として、今後とも定期的に獣医師の需給見通しの策定を行っていくべきであるということとを付記しておきたいということで最後に結んでおります。

以上でございます。

○唐木座長 ありがとうございました。

それでは、この報告書（案）につきまして御意見をいただきたいと思います。前回から変わったところは、先ほど説明がありましたように、家畜の飼養頭数が政策目標のとおりいった場合と現状のまま推移した場合という 2 つのシナリオを取り入れたということ、もう 1 つは、現状の需要と供給に乖離が、統計上これは誤差が出ちゃうことはしようがないんですが、それを一致させたということ。これはそれほど問題がないと思いますが、3 番目は、犬猫の受診回数の将来見通

しの中で、日本獣医師会の協力を得て診療の 10 %効率化というシナリオを取り入れたと、その辺が前回と大きく変わったところです。その辺も含めまして、全体で御意見をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○中川委員 まず初めに、先ほど境課長から説明をいただきました新聞報道につきまして、私たちが文科省から聞いている説明とはかなり内容が違っているように思いますので、具体的なことはこの席ではお話ししませんが、事実関係は少し違っているように我々は受けとめております。そのことを指摘しておきたいと思います。

それから、前回第 2 回の検討会で座長の方から、日本獣医師会より必要な情報があれば提供すべきであろうということに基づきまして、先ほど説明をいただきました資料を提出したところですが、本日、その資料を持っておりますので、委員の方にお配りしたいと思うんですが、座長の許可を得たいと思いますがいかがでしょうか。

○唐木座長 それは構わないと思いますが、事務局よろしいですね。

(資料配付)

○中川委員 お手元に資料をお配りさせていただきましたが、まず前回の議論の中で私が申し上げたことは、診療の効率化につきまして、現在の診療所の診療体制というのは、動物の診療補助者の雇用によってその効率化が大変進んでいく。したがって、資料の 3 ページでございますが、平成 10 年と比べて 14 年のデータが出ておりますが、現在平成 19 年ですが、この時点よりも、むしろ動物の診療補助者の採用というのは各施設で増えている傾向があります。

したがって、まず最初に先ほどの報告書の件につきまして発言をしたいんですが、報告書の 2 ページで御説明をいただきました 1 番の「獣医師の需給の見通しの推計の方針」というところで、獣医師の総体としての需給を見通すだけではなくて、獣医師の活動分野あるいは地域ごとの需給の見通しを作成することとしたという基本方針がここにあります。そうした中で、まず小動物の診療につきましては、将来 10 %程度需要が増加した場合、もう 1 点は 20 %増加した場合という 2 つのデータを先ほど説明をいただきましたが、この 20 %増えた場合という想定は何に基づくのかということにつきましては、関東地区における受診回数が全国平均で 15 %ほど上回っているので、関東地方レベルまで将来受診回数が増えた場合を想定しているとおっしゃっていましたが、データとしてまずこの 20 %というのは、現実的には我々はありません。それから、先ほど申し上げましたように、現状と地域を考えると、将来これは変わることは、まず関東並みに全国になるという想定は、報告書の中に取り入れるには非常に不都合ではないかと我々は考えております。特に九州地域の生活様式や住民の文化、考え方などは、10 年や 20 年、30 年後に関

東と同じになるというのは、いささか論理に無理があるように感じております。

現在、動物の診療回数の動向とこのことを結びつけるのは、むしろ効率化が一層進んでいる現状を考えますと、せいぜい取り入れても、将来 10 %増と、現状と、10 %程度効率化が進んだ状況と、この3つの情報を基点にして説明をすべきで、20 %は甚だ状況からいって考えにくい状況ではないかというふうに思いますので、ぜひこのデータは我々としては除外してほしいというふうに考えます。

いろいろな点で、特に現在小動物の診療につきましては、我々の仕事の内容からいきますと、アンケートで調査した、犬が 10 数頭、猫が 10 数頭の診療可能頭数というので出ていますが、実際には、最近では 1 人の獣医師が 1 頭の動物の診療にかかわる時間というのは、だんだん長くなっているんですね。といいますのは、求められる内容が昔と診療の質が変わってきておりますので、1 頭当たりの診療時間が長くなるということは、1 日に診られる頭数は、今後はむしろどんどん減少していく傾向があります。それを補完するために、どうしても診療補助者が必要になっているという現状も御理解をいただきたいと思います。

あと、産業動物の飼養頭数ですが、前に提出いただきました資料 4 に基づきますと、この 11 年間で豚が 5 %、乳牛が 14 %、肉牛が 7.4 %程度、飼養頭数が減少しています。そういった現状を踏まえて、先般の第 2 回の検討会で、現状で推移した場合と政策目標との比較ということをお願いしたんですが、今後この減少傾向に歯止めがかかったとしても、現状の飼養頭数で推移していくことは非常に可能性が高いというふうに私は考えておりますので、政策目標の方がむしろ参考値になるのではないかなと、こんなふうに考えておりますので、政策目標を基にした獣医師の推計よりも、現状を基にした、今日出されたデータの推計を主として、政策目標の方は参考値というような立場で報告書に盛り込んでいただけるとよろしいかなと、こんなふうに思います。

以上です。

○唐木座長 ありがとうございます。

3 点御指摘をいただいたと思います。1 つは、補助者というのは絶対必要であるということで、ここに提案をさせていただいた。それは取り入れてここに入っているわけですが、もう 1 つは、受診回数が今後 20 %増えるというのは、ちょっとオーバーエスティメートではないかということですね。横長の資料の 6 ページ目のところに各地域の図がありますが、これは平均値、犬が 3.25、猫が 1.97 に対して、関東地方が 3.73 と 2.17、これが 15 %増しになっていると、そういうことですね。今後 10 年、20 年後に日本中が全部、関東と同じように格差がなくなるというふうに考えるとそうなるということですが、そういったシナリオがあり得るのかという御質問をいただいた

と思います。3番目は、産業動物についての政策目標、これは政策目標として分かるけれども、やはり現状として推移するということもあり得るし、そちらの方が有り得るシナリオではないかというお話です。この辺は、農水は反論があるだろうと思いますけれども、3点の御指摘をいただきました。

これについて、あるいはその他の点でも結構ですので、他の委員の先生方、何か御意見ございますでしょうか。

○小林審議官 今のデータについての意見の前に文科省との話をちょっとされましたので、その部分についてここで議論する必要はないと思っておりますが、確認だけさせていただきますと、あの新聞の記事は、獣医学部の増設の話のことで記事が書いてあったんですね。それとこの検討会がどうもごっちゃになって議論されているようなので、そこは違うということを整理しておきたいと思います。

まず1つは、あの新聞記事は、獣医学部を増やすとか増やさないとか書いてあるんですが、学部は基本的に文科省の専権の事項でして、お医者さんの学校も歯医者さんの学校もいろんな学校についてどうするかは、それは文部科学省が大学の許認可の関係でやっておられるわけです。それについて農林水産省自身については、もちろん御意見の照会があればお答えすることはあるかもしれませんが、それは農水省の権限ではないんです。新聞記事も、「文部科学省は」という書き方になっております。したがって学部の関係については、文科省にお聞きになったのであれば、それは文科省の専権ですので、文科省のおっしゃられるとおりなのであるというふうに思いますので、それは我々とは直接関係のない話なんです。

ここの需給の検討のところについては、もちろん獣医師さんの需給は、長い目で見た量的な需給、質的な需給もございます。それから、先ほど言いましたような地域的なバランスの問題だとか、獣医療体制全体を見据えて獣医事のレベルを上げるためにどうすればいいかの基礎資料をつくるためにやっているの、学部の新設のためだけにこの検討会をやっているというわけではないんです。そこをごっちゃにして、この議論が何かこのまま文科省に行くというのもまた文科省に失礼な話でして、文科省は独自の判断でされるはずなので、それはまた違うのではないかとということで、議論全体が少し違うということだけは御指摘しておきたいと思います。文科省がどう言われたのか、私はちょっと承知しておりませんので分かりませんが、中身にはコメントしませんが、前提が違うということだけは御指摘しておきたいと思います。

○唐木座長 ありがとうございます。

その点はここの議論とは余り関係ないことなんですけれども、この新聞記事の下から3番目に

も『文部科学省は「獣医師の数は足りている」との判断や』その他のことから書いてあります。この「獣医師の数は足りていると判断」を誰がしたのかというのは、これは農水がやっているということですね。ですから、ここでひっかかりが出てくる。そのこのところの問題だろうと思います。しかし、これはこことは関係ない問題ですので、それ以外のところで――苦米地先生どうぞ。

○苦米地委員 今、家畜のお話が出ましたので、その関係ですけれども、群馬県状況をちょっとお話ししますと、今、中川先生がおっしゃられたように家畜の飼養頭数の減少、これはやはりあるかと思います。ただ、かなり減ってきておりますけれども、もうこれ以上減らすなよという意識が非常に高く、新たな導入の意欲は非常に持っています。ただ、じゃ何処で飼うんだといったときに、その場所はなかなか見つからないとか、そういった問題はありますけれども、生産意欲というのは非常に高く、今後も同じように減っていくかということ、必ずしも我々のところではそうではないかと、そんな感じがしております。

あと、政策目標を持って肉用牛の繁殖和牛を年間1万頭増やしていくんだという国の考えもございます。群馬県は群馬県独自で1万頭計画ということで立てまして、今後繁殖和牛を増やしていくんだと。その背景には、やはり需要が高いということがありまして、消費者が求めるものを我々提供していくということは重要なことだと考えております。そのことを常に言い続けて、生産者の皆さんも非常にやる気になってきていまして、群馬県は、御承知かと思っておりますけれども非常に増えてきておりまして、そういった状況であります。

それと、がらっと話は違うんですけれども、前回お話ししましたけれども、13ページの1人が1日に診療可能な頭数が肉用牛7頭、これは前回と同じ数字だと思いますけれども、このところは、今の政策頭数を増やしていくということは多頭化していくということだと思うんですね。そうすると、乳用牛の半分でしかないのかという、ここのお話は前回させていただいたと思うんですけれども、このところは乳用牛と同程度、あるいはそれ以上とは言えないかもしれないんですけれども、その背景とすれば、やはり肥育牛の肥育期間をもっと短縮して外国並みに持っていくという部分もあるでしょうし、和牛の場合にはある程度期間は必要かもしれないですけれども、全国共進会が今年ありますけれども、そこでも24カ月齢で出荷していると。群馬県の平均が30カ月ですから、これの短縮を図っていくと。そうすると、短縮すればその期間の診療の回数も当然減るだろうし、頭数も多く飼えるということだと思っております。

そういった背景がありますし、それと肥育牛の診療というのはそんなに多くない。あと繁殖和牛については、むしろ診療というよりもET技術ですね、受精卵移植。採卵はやっぱり獣医師です。移植は家畜人工授精師ができるかと思っております。その需要が多くなるという部分と、第1

回のときにお話ししたと思うんですけれども、コンサルタント業務が非常に増えていっているのではないかなと、そんなふうに思っております。

ですから、19 ページに 500 ～ 600 人、どこかに出てきたと思うんですけれども、需要の見通しで、今の現状と政策的に見た場合の差が確か 500 ～ 600 人あったと思うんですけど、そこまであるかどうかという、それはちょっとどうかなというふうに思ったんですけれども。

以上です。

○唐木座長 ありがとうございます。

2 点御指摘いただきました。1 点は、家畜の飼養頭数はこれまで減ってきたけれども、今後は減らないだろうということで、本当はこのシナリオをつくるときに、これまでどおりで減っていくというシナリオと、今止まって、それでいくというシナリオと、政策目標どおり上がっていくという3つのシナリオがあり得るということなんですが、ここでは、最初は政策目標だけしかなかった、それに止まっているということなので現状維持を加えたということで、これまでどおり減っているというシナリオは入っていないということです。ですから、実際にどちらのシナリオがあり得るのかはよく分かりませんが、多分現状維持と政策目標の間ぐらいなのかなという気もいたしますが、その辺のところの御指摘を1ついただきました。

もう1つは、肉用牛などが政策目標どおりこれから増えていったとしても、獣医師の手はそれほど要らないのではないかとということですね。そうすると、苫米地先生はどのぐらいの見通しということをお考えでしょうか。

○苫米地委員 乳牛が 15 頭で肉用牛が7頭ということなんですけれども、ここのところは同じぐらいとするのか、7頭というのは、前にもお話ししましたが、少頭数を飼っていて、移動に非常に時間がかかるということで半分しか診られないということだと思うんです。政策的に頭数を増やすというのは、少頭数の農家が増えるわけではなくて、1戸当たりの飼養頭数が増えるということです。そのところは短縮できるんだろうと。ですから、乳牛で 15 頭診られるのであれば、肉牛も 15 頭ぐらいはいけるのではないかなと。ただ、その場合、仕事の量として、先ほど言ったコンサル業務、採卵業務、これが非常に増えるだろうというふうに思っています。その分は上乘せが当然必要になるだろうというふうに思っています。

○唐木座長 事務局の方から、これについては前回も少しお話あったと思いますが、もう1度その辺説明していただけますか。その辺をどうお考えになっているのか。

○木村課長補佐 この点については、現状値での推計が肉牛7頭ということで、先ほど苫米地先生がおっしゃったように、今かなり地域に分かれて少頭数で飼っているという実態を反映してい

るのかなというふうに考えています。ですから、今後どうなるかということについては、そういう規模拡大というものも含めてどうなっていくのか、数値的に算出するのは非常に難しかったものですから、これについては現状値のとおりということにしておりますけれども、そういう規模拡大をして、もっとより診られるようになるということもありますし、先ほどおっしゃったように、いろいろほかの業務も増えてくるということで、どう数値的に見るかというのは非常に難しいのかなというふうには考えておりますけれども。

○唐木座長 ということなのですが、この辺は悩ましいところで、しかし最もあり得るシナリオということを見ると、7頭がいいのか、7と15の間の適切な値を何らかの推測をもってここを訂正したほうがいいのか、その辺のところは十分考えざるを得ないところだろうと思います。その辺を推測する――今までどおり小規模のがどんどん増えていくということ、これは考えられないわけですね。ですから、ある程度規模が大きくなればこの数は15に近づいていく。ただ、15と同じになるかどうかは、先ほどの採卵の問題、コンサルタントの問題を考えると、そうはならないかも知れないというところをどう勘案するかということですが、この点については、そういった最善の推測で7頭を変更するというので、事務局の方で少し検討をお願いできますでしょうか。

○境畜水産安全管理課長 例えば、今、苫米地委員の御意見から承りますと、7頭と15頭という差があるわけですが、一方でETとかコンサル業務が増えるとしますと、例えば肉用牛と乳用牛、この中間とか、特にデータがないものですから中間の値をとって、8頭差ですので、例えば11頭とか、そういう形の見直しというのはいかがでしょうか。

○苫米地委員 それはいいのではないかと思います。それにプラスして、先ほどのET技術、こういった新しいものをやっぱり取り入れていただくというのも必要なのかなというふうに思います。

○山本総括 どの程度、7頭からどれくらい増やすかというのは、経営規模の観点では、政策目標でも将来的な経営規模の拡大というものも勘案していますので、その辺の数字との見合いで事務局でも考える必要があるのかなと、考えさせていただきたいなと思います。

あともう1点、ETの方は、どう加味すればいいのかというのは、逆にちょっとお知恵をいただきたいなということで、今、私どもの方では見当がつかないんですけれども。

○苫米地委員 繁殖和牛もそうですし乳牛もそうだと思うんですけれども、能力を高めるという意味でそういった技術を取り入れていくんだと思うんです。その能力を高めるのに、どれぐらいの中からどれだけの能力の高い層を選び出してやっていくか、それが10頭に1頭、10分の1や

るんだということであれば、全国の 10 分の 1 の頭数について、年間何回やるというようなことで採卵業務が推定できる。1 回やるためには、何回かホルモン注射、スーパーをかけるのに何回が行かなきゃいけない、それが回数として乗ってくるのではないかなと、そんなふうに思いますので、それを推定するということが必要なのかなと思います。

○唐木座長 いろいろなファクターがあって、全部取り入れるのはなかなか難しいので、一番大きなところだけで、今回はとりあえず小規模が大規模になっていく、それは政策目標にも入っていると、その辺のところを勘案して、政策目標の数値だけ取り入れるのはおかしいので、やっぱり大規模化という両方を取り入れて計算をする。これは大変根拠があることですので、今回はそれでよろしいでしょうか。

○苫米地委員 ちょっと今、私も言いながら、受精卵移植について数値化するというのは根拠もないし、非常に難しいと思いますので、これはまた次回ということに。

○唐木座長 そうですね。いい御提案をいただきましてありがとうございました。

そのほかに何か。

○奥澤委員 1 点だけちょっと報告書の書き方という部分であれしたいんですが、この推計そのものが、冒頭、客観的にというお話がありましたけど、そういう視点からいきますと、これからの伸び方について幾つかの考えられるパターンを想定してということで、そういう意味では、どれが一番可能性があるかということは別として、幅広い可能性を議論したということで非常に関心があるんですが、問題は先ほどの 2006 年のところの現状の乖離の説明のところなんですが、産業動物と小動物では方向の違ういわゆる修正ですよね。平行移動して云々ということで、現状の計画の中ではそういう方法で考えざるを得ないんだらうということ。

ただ、それをどういうふうに評価するかによって、後のカーブのあれにかなり影響が出てくる問題なので、今回の検討というのは、さまざまな仮定の上で前提条件を設定して推計するしか方法がないので、これも 1 つの考え方だと思うので、そのこと自体は否定しませんが、14 ページの産業動物のところ、「理論上は実際の産業動物獣医師の供給数と一致するはずである。」という言い方は、これは設定のところでの理論上の話で、じゃ実態がどうなのかということは現実には分かりませんよね。いわゆる需要が供給を大幅に上回っているというのは小動物で出ている。それは素朴に考えると、普通はあり得ないかなと。じゃオーバーした需要はどこで吸収されているのかというのが説明できない限り、非常に不自然だということは分かるんですが、需要が供給を下回るとすることは決してあり得ない話ではない。

ということで、同じ理論で両方を 1 点に集中させるというのは、あくまでもこの前提は、理論

値として現在の需給が一致しているという前提でスタートするという話だと思うんですよね。それはそれで1つの考え方なので、その部分を、単に理論上は実際に一致するはずであるだけで言い切らないで、したがって、この検討は現在の需給と一致しているものと仮定して推定したよというフレーズがやはり入らないと客観性がないのかなと。まとめのところでも、やはりそのフレーズを入れてまとめていただければ、あくまでもそういう前提のもとでの推計ですよということになるかと思うので、そのところだけちょっと気になりました。

○唐木座長　ありがとうございます。

これも大変重要な指摘で、現状でも不足をしているという実感は皆さんあると、それを理論上は一致させたんだということをきっちり書いておく、これは非常に大事なことだと思います。ありがとうございます。

○中川委員　関連で。データの整理をする上での基礎として今御説明いただいた点は、非常に重要だと私も思います。しかしながら、小動物の診療獣医師の現状を十分充足されているという考え方は、実は現場からいくと非常に不満の多い状況なんですね。と申しますのは、先般いただきました資料の中に、主要国の獣医師1人当たりの動物の飼育頭数という資料をいただいています。それを見ていただくと分かりますが、日本の獣医師の1人当たりの小動物の犬と猫の頭数というのは316と239なんですね。これに対して米国やイギリスは、アメリカは犬が1,015、猫は1,249、イギリスでも犬が558、猫が649と、明らかに日本の現状自体が、小動物については獣医師の数は過飽和なんです。その過飽和の状態をどうやっているんだという説明ですが、これははっきり申し上げて、かつての状況から比べたら、各人の所得が減っている、診療頭数が明らかに減っているという現状です。ですから、これを基準値にして論議をしないと論議が進まないという今の御指摘は、そのまま受けとめざるを得ないんですが、実はもう既に過剰状況です。

したがって、御指摘を最初に申し上げましたような、20%も全国平均で診療頭数が増えていくなんていうことは、全く夢の夢物語です。むしろ獣医師1人当たりが今どうしていくかという、1頭当たりの動物に対する診療の体制の整備ですね、これは最近の飼っている方々の動物に対する考え方、思い方、これの質が少しずつここ数年変わってきていますから、そういったことに応えていく。そういうことが1つは高度獣医療、今まで大変治療が難しかった、あるいは診断ができなかったものについて、高度獣医療施設を整備して、そういう施設を活用しながら、臨床家は今後1頭1頭の動物をもっと時間をかけて、そして飼い主さんのニーズに応えられる方策を開発する、あるいは実施していくというような方向で今しのいでいかなければならないという状況です。

したがいまして、診療効率化によってどんどん獣医師の仕事は、そういう自分たちがやらなきゃならない仕事のほうに向けて、サービス、特に相談とか栄養指導とか、あるいは病院のいわゆるランニングに必要な接客業務については、ほとんど今まで獣医師がやってきたことが今代替されていく状況ですから、先ほどのデータの中の 20 %というのはあり得ないので、ぜひこれは外していただきたい。

それから産業動物につきましても、現状を基点として考えるのであれば、先ほど申し上げたように、この 11 年間でこれだけの飼育頭数、飼養頭数が減ってきている現状を考えると、今後も減っていかないんだという前提ではなくて、仮にこの 10 年間の減少率が今後も続くとしたら、どれくらいの数の獣医師が必要なのかが決まってくるというようなこともあわせて政策目標と対比できるような形で示していただけると、より一層分かりやすくなってくるのではないかと私個人は思います。

○唐木座長 ありがとうございます。

2 点御指摘をいただきましたが、小動物の診療頭数の 20 % 増というのはあり得ないという先ほどのお話と、もう 1 つは、先ほど申し上げた家畜の飼養頭数の政策目標と現状維持のシナリオはつくったけれども、これまでどおり減っていくというシナリオはつくらなかった、それも入れるべきだろうというお話ですが、その辺につきましては、ほかの委員の先生方、何か御意見ございますでしょうか。

これまでどおり減っていくというシナリオがあり得るかどうかというところは、先ほど苫米地先生の御発言もありましたが、その辺は、日本全国を見渡してそういうシナリオがあり得るでしょうか、もしあるんだったら、これは入れなくちゃいけないですね。

○苫米地委員 先ほど申し上げたのは畜産県群馬として申し上げまして、全国を代表したという発言ではありませんので、そのことは申し上げたいと思います。

○唐木座長 そうすると、全国的に見てどうだろうか。それは農水の政策目標はもちろんありますけれども、客観的に見てそういうシナリオもあり得るのかどうか、もしあればここへ入れなくてはいいだろうと思いますが、その辺どなたか。

○苫米地委員 乳牛の場合は需要と供給のバランスが非常に問題ですからね、今、牛乳余り状況です。ですから、これは頭数が増えていくという話ではないのかなという感じはしますけどね。

あと、肉牛、豚、鶏、この辺は現状でいくか、若干減るかというのもあるかと思いますが、肉牛については増加してほしいし、需要というのは非常に高いと思います。豚もそうだと思う

うんですけど。

○清家畜産企画課長 これまでの産業動物、家畜の飼養頭羽数の減少に対する検証といいますが、手元に全ての数字を持ってないので多少アバウトな部分があるかもしれませんが、概括して申し上げます。

乳牛については、牛乳の消費量が伸びていくという目標が立っていますが、これまでの経過を見ると、それ以上に乳牛の生産性、泌乳量が、改良なり飼養管理技術の向上もあって伸びてきたんです。その見合いとして、家畜の頭数自体は増やす必要がなかった、こういう結果にも、裏腹になっているんです。まず一通り過去の状況を申し上げます、乳牛はこういう結果だったんだろうと思います。

それから養豚についていいますと、この 10 年ぐらいの間の大きな出来事というのは、家畜の糞尿処理の問題です。家畜排泄物法が平成 11 年にできました。いわゆる野積み、素掘りというようなものはだめだということで、5 年の間に管理をきちっとするための施設整備を計画的にやってきた。これが平成 16 年 11 月からいわゆる本格的に適用されています。また、法律ができる以前からそういう環境問題がいろいろと周辺住民からもございましたので、そういう過程の中で飼養農家数が減り、また飼養頭数が減ってきたという、これが 1 つ大きな要因になるんだろうと思います。

それから肉用牛については、これは平成 3 年に牛肉が自由化されて、肉専用種の飼養農家が大幅に減っています。そういう中で、これは政策目標としては一生懸命頑張ろうということをやったんですが、そこが必ずしも十分できなかったということだと思います。

ただ、今後に向けてお話をしますと、乳牛、養豚については、飼養頭数をどんどん伸ばしていくというような目標ではありません。今後については、むしろ現状ないし若干下がるぐらいの数字だったかと思います。

養豚についてお話ししますと、さっき言いました環境問題が一巡したということがあって、そういう要因は 1 回クリアしているような状況なので、これまでとはちょっとそこは違うのではないかというふうに理解しています。

乳牛に関していいますと、ここ最近の動きなので今後ともどうかというのは一概に言えませんが、配合飼料価格が上がっているんですね。これはトウモロコシの国際的な相場が上がっているからということです。これはバイオエタノール向けのトウモロコシの仕向けに対して需要が出てきているので、これは短期的な問題かというのと、一面、構造的な問題だというふうなことも言われています。その中で、特に北海道の酪農なんかそうなんです、いわゆる粗飼料をできるだけ

与える、あるいは放牧をしていくというふうな飼養管理の形態に転換していこうという動きが現実にあります。そういう結果がここ数年来出てきています。それは、これまでの経過の裏返になりますが、ただ単に泌乳量を上げていくということだけではなくて、むしろある程度乳量はそこそこの水準なんだけれども、飼養頭数をある程度維持して、だけど手間暇かけないというふうな管理方式に変わっていくような動きがあります。

もう1つ肉用牛についていうと、今日も午後、会議があるんですが、肉用牛の増頭戦略会議というのがあります。さっき委員の方からも言われました、年間1万頭繁殖牛をふやすと。親牛ですね。1万頭というのは、今の政策目標で掲げている2017年に向けて、1年で割ると大体1万頭なんです。これを増やしていかないと達成できない。まだ数字は確定していませんが、この1年、ほぼそれに近い水準を達成しそうです。これは何でそうなってきたかということ、やはりかなり頭数が減ってきて、需要が非常に高いんです。そこに対しての動きが出てきているというのがあります。それと、新しい技術といいますか、飼養管理の方式として耕作放棄地に肉用牛の繁殖牛を放牧していく。そういう方式での展開というのがここ最近出てきていますので、それは今までと少し違う状況ではないかなと。確実に毎年毎年1万頭ずつ増えていくかどうかということについては、我々も努力はしますが、かといって、今までと同じように減っていくというふうなことで決まてないというふうに私は思います。

○石井委員 今の家畜の頭数から割り出す需要数ですけども、やはり今いろいろのお話を聞いていると、少なくするというのは余り根拠がないのではないかな。現状維持を最低として割り出すのがいいのではないかなというふうに思うわけです。

もう1点、先ほどの肉用牛の1人当たりの診療頭数ですが、これは当然多頭化していけばもう少し上がるんでしょうが、その根拠となるものは、ほとんどの大動物は家畜共済に加入していると思うんですね。そうすると、家畜共済は頭数が決まっています、そこへ係る獣医さんの数も決まっていますわけですね。この家畜共済の数が、前の統計から見るとかなり毎年減ってきておりますよね。そうするとその差額が、頭数が同じであれば獣医さんが減った分、この部分が効率化というんでしょうか、ある程度効率化がされているのではないかなというふうに思うわけです。

したがって、ここの数字を統計資料から割り出してある程度の推定値として使えば、あまりおかしくない推定値になるのではないかな、このように思うんですがいかがなものでしょうか。家畜共済の方はいろいろのデータがきちっと整理されておりますから、その改善率を今後どう見るかを考えて将来を予測していくということになれば、当然そこに合理化がされているわけですから、ここのところが上がってくるだろうと、このように思います。

○唐木座長 分かりました。根拠になる非常にいいアイデアをいただきまして、ありがとうございます。事務局の方、今のあれはよろしいでしょうか。

○山本総括 検討させていただきますが、参考として御紹介しますと、生産構造、生産目標では、平成 15 年から平成 27 年の見通しで、1 戸当たりの頭数が約 1.5 倍。診療主体となる繁殖子取り雌牛ですけれども、1 戸当たり 7.9 頭が、27 年度には 12.2 頭になるということで、およそ 1.5 倍に生産規模がふえる。そうすると、診療効率もその程度効率化するのかという 1 つの考え方が成り立つと思います。

あと、先ほど石井委員からあった共済の方は、今数字を確認させていただきます。

○石井委員 共済の獣医さんは、統計から見ると減っているんですね。ですから、頭数が減らないとすれば、その間は効率化によって対応しているんだと思うんです。

○唐木座長 そうですね。それが効率化で対応できるのか、それだから増やさなくちゃいけないのか、その議論になるわけですね。ですから、効率化ということは当然考えないといけないわけですね。ありがとうございます。

もう 1 つのお話は、20 %をどうするかということもありますが、その前に、手を挙げられました？どうぞ。

○山崎委員 おそらく今回の報告書とか検討会の中に入れるだけのものというか、相当の準備はできないとは思いますが、実際に獣医師のこれからの人数をどうするかと検討するときに、やはり唯一の動物の健康維持のための国家資格である獣医師の現場において、獣医師会の方がいろいろ診療業務以外に代行する人々が出てくるというお話をしていましたけれど、診療業務以外ということよりも、厚生労働省が要するに医療補助職として実際に有資格者を増やしていった傾向があるわけですから、例えば人間の健康保険に実際に請求ができる医療専門職従事者というものが増えていく中で、獣医療の中の農水の方では、政策としては、要するに獣医師の業務代行ができるような獣医療業務の一部を担えるような資格というのは、将来的にどう考えておられるかというところを検討しないと、非常にこれから遠い将来、30 年、40 年先の獣医師が何人いればいいのかということには、なかなかうまい推定を立てることができないのではないかなと思うんですね。とても難しいと思うんです。実際には、獣医師会から出してこられた今の補助業務者の教育施設などの数は増えているけれど、国家資格を考えた場合、おそらくあの教育施設では、国家資格の基準を満たすような教育ができるところは非常に少ないと、はっきり申し上げて思うんですね。

そうすると、そういった学校の整備から考えていかなきゃいけないので、今ここで議論するこ

とではないと思うんですが、しかしながら、やはり獣医師何人必要？といったときには、どうしても獣医師だけで担っていく業務が、これから 50 年先も獣医師が 1 人で担っていくのかどうかということを考えないと、予測が立たないのではないかなという気がします。

○唐木座長 ありがとうございます。

非常に大事な問題を御指摘いただきました。ただ、今おっしゃったように、これは今すぐにここに取り入れるわけにはいけないので、私は、こういった調査というのは 10 年に 1 度はやるべきだと。多分 10 年後には、それを本気で考えないといけないことになるだろうと思います。ありがとうございます。

他に。そうしますと、もう時間が大分なくなってしまいましたので、20 %の問題をどうするかという、ここの問題です。中川委員からは、全国が東京と同じような状況に全くそろってしまふことはあり得ないだろうということで、この 20 %は削除すべきだという御意見をいただきました。その辺のところですが、他の先生方の御意見はいかがでしょうか。

○中川委員 先ほど申し上げましたように、どういう推計をするかという指針の中に、地域とか、あるいはそういうことを加味した、それぞれの地域を加味した状況の中で将来を推計するということがまず基本で押さえてあったので、これを 20 %関東並みに増えた状況の推計までする必要はないし、私はこのデータは必要ないと思います。現状に 10 %ふえた場合、現状より 10 %効率化が進んで獣医師の仕事が減った場合、こういうふうに対比するのであれば、これはどなたが見ても、増えた場合と減った場合という状況が考えられますが、そうでなくて、いきなり小動物だけが 20 %のラインのデータが出てくるとというのは、やっぱりちょっと無理があるし、その辺はなぜ出さなきゃいけないかという、現場にいる人間としては大変理解が難しいというふうに思います。

もう 1 点、小動物の獣医療の現状なんですが、実は獣医師の仕事というのは、皆さん方のお考えの中には、産業動物でもそうですが、動物の疾病の治療あるいは予防医療、そういったものを主体に仕事をしているわけなんです。多くの産業動物の獣医師はそのことだけに専念しているし、先ほど出た共済もそういうことしか獣医師に求めてないんですね。あと繁殖ですね。しかし小動物の獣医師の現状というのは、実は動物の医療だけやっているわけではないんですね。これは正式なデータはとっていませんが、おそらく全体の 60 %強の人は、獣医療とは関係ない業務を自分の病院でやっています。それは、1 つはトリミングをする、動物をホテルとして預かる、あと、いわゆる処方食でない一般食のドッグフード、獣医師の指示がなければ与えられない飼料ではないものを販売する。そういった、言ってみれば病院経営のために、本来やるべきことではないこ

とまでやらざるを得ない状況なんです。それが、私が先ほど言った、獣医師が既に飽和状態になっている状況なんですということの裏づけでもあるんですね。簡単に言うと、獣医療だけでは生活ができない、あるいは病院の経営がうまくいかない、そういう状況です。

それと、今、社会から動物を連れてこられる方のクライアントのニーズが、昔は自分で動物を押さえて獣医師の指示どおりに何でもしてくれたのが、今は獣医療の補助者が全て飼い主さんから動物を預かって何かをやる、社会の体制がそういうふうになってきた。だから、必要に応じて補助者を雇わなければ小動物の獣医療は成り立たない状況が既に現状なんです。そうしますと、コストのパフォーマンスはどんどん高くなっていきますから、したがって、いろんなことをやらないと病院の運営が成り立たないというのが現状ですので、その辺も委員の方に御理解をいただいておりますというふうに思います。

○唐木座長 ありがとうございます。

この 20 %の問題が非常に悩ましいのは、東京と地方の平均の差が 15 %あると。それだけ取り上げると、10 と 20 をシナリオとして入れるのは非常にリーズナブルということになりますが、その前提である全部の平均と東京の差が 15 %あるというのは、全部の平均が東京並みに上がるのかどうかという、そのところに疑問があると。ですから、1つのやり方は、15 %あるから一応 10 %と 20 %のシナリオをつくってみたけれども、しかし全国が東京と同じになるということもかなり無理なシナリオなので、10 %のほうが最もあり得るストーリーではないかということを報告書の中にきちんと記載をしておく、そんなことで処理をさせていただいたらどうでしょうか。

○中川委員 正式な報告書になりますと、ここに出ている、今日、案が出ていますが、こういったグラフや内容の説明をきちっと読まずに全体をぱっと見て、それで評価するとか、ある意味都合のいいところだけを拾って活用されるおそれがあるので、私は削除していただきたいと申し上げているわけです。

○唐木座長 それも非常によく分かりますが、最終的に政策を決定するところでは、これはちゃんと読んでいただけるものというふうにーどうしても削除をしたほうがいいという、委員の皆様がそういう御意見でしたら、それは削除しなくちゃならないだろうと思いますが、他の委員の先生方がでしょうか。

○境畜水産安全管理課長 今の中川委員の御懸念というのは、この資料 2 の 9 ページのところ、丸のグラフが 4 本並んでいて、その上の赤のやつを消してほしいという、これが誤解されて使われるということとすれば、実はこの 9 ページの下には表がありまして、若干分かりづらいんです

けれども、4つの丸の線というのは、実は6本の需要を表しているんですという説明になっているんです。診療効率化 10 %増加というものだけをとらえれば3本になっていて、実はこれは赤丸の部分はなくなっているわけですので、下の表に変えて、上の今あるのは診療効率化を見込まないものとしてのグラフにして、下の線を消して、その下、表にあるのに変えて、上の赤丸がなくなった、診療効率で進んだものを示すということにすれば、中川委員の御懸念の部分というのはある程度払拭できるのではないかというふうに思っておりますが、それでいかがでしょうか。

○中川委員 他の小動物とは、別の分野でのいろいろな情報を比較した、あるいは数字を比較したものと、この小動物の獣医師の需給見通しだけが際立って 20 %ということを入れると、上位としてグラフとして入れることが、あたかもそういう状況があるやもしれないという想定に受け取られかねないので、10 %増えた場合、現状の場合、10 %減った場合、その3つを対比するぐらいで私は十分だというふうに申し上げているところなんです。

実は先ほど来申し上げておりますように、小動物の獣医療の現場というのは非常に厳しいものがあって、特に地方といわゆる首都圏との経済格差、これはどんどん今進んでいると言われておりますし、日本の将来を考えても、消費税の増税、健康保険や福祉、介護保険等の負担等が高齢人口に対して非常に重くのしかかる状況が生まれるやにも言われていますので、そんな状況の中で地方の受診率が関東並みに上がって 20 %増えた場合の想定というのは、除外した方がいいのではないかというのが私の意見です。

○唐木座長 ありがとうございます。

先ほどから申し上げているように、15 %というのが差であって、だから上下を挟んで 10 と 20 がこのシナリオとして出てきたわけですが、東京と地方の差が 15 %でも大きいのに、それが 20 %じゃあり得ぬと、これはシナリオとして要らないのではないかということの御意見をいただいております。これは、まさにこの検討会の委員の先生がどういうふうにお考えになるかということで決めざるを得ないところだろうと思いますが、中川先生以外の先生方、どのようにお考えでしょうか。

○山崎委員 消す、消さないは別として、20 %あるいは逆に減るのではないかということの両方があり得る世界、すごく矛盾している言い方かもしれませんが、今おそらく人間の医療以上に、獣医療の中では格差が激しくなっているんですね。日本の実はペットの状況というのは、特に犬の状況は、純血種の保有率というのは他の国より異常に高いんです。ペットの飼い主さん、特に犬の飼い主さんは、最近純血種を飼う人がどんどん増えていっているんで、その純血種が増えれば増えるだけ遺伝性疾患とか高度医療、それこそ股関節全取っかえの手術とか、おそらく高

額なそういったものが必要になってくる確率は増えているんですね。ですから、例えば関節 1 つに 50 万をかけて手術をする飼い主さんは、私の周りでもたくさんいます。ただ、そういう人たちが増えていく一方で、本当に 1 年に 1 回、狂犬病の予防接種を集団ですればいいという飼い主さんも、実は特に地方などにはたくさんおられるんです。

ですから、これからおそらくお金のかけ方でいえば、今以上にはるかにかける人と、先ほど先生がおっしゃったような、もう年金生活で、それこそ年に 1 回、接種だけ法律で義務づけられているからいたし方ないというような方々との平行線を、どういうふうに平均化して獣医師の供給に結びつけるかというのは、何とも私は言えないのではないかと。ますます混乱するような意見で申しわけないんですけれども。

○唐木座長 ありがとうございます。

他の委員の先生方、何か御意見ございますでしょうか。

○小林審議官 この分野、私は詳しく分からないので素朴な話だけなんですけれども、第 1 回とかでデータを見ていますと、分野別獣医師数というのを見ると、小動物獣医師が平成 6 年にほぼ 7,000 人、それが平成 18 年になると 13,000 人ということで、ほぼ倍増しているわけですね。ということは、大体 12 年で倍増近いわけですから、年率に換算すると 5 ～ 6 % ぐらいで増加しているということではないかと思えますね。このトレンドを先に延ばした場合にどう見るかということで、これで打ち止めですよという見方もあれば、このトレンドが急にここで腰が曲がるのではなくて、カーブは緩和するにしても、この数字だけ見ると、それなりに伸びるのではないかとという見方も起こり得るという、その辺をどう評価するかということなんだろうと思えます。

私もこの原案を見せてもらって、特段、別に何の異論もなく、どうぞ御議論いただければいいのではないかとということでお話を申し上げておりましたのは、そういう過去年率 5 ～ 6 % で伸びてきているものについて、10 年間で 20 % という数字が多いか少ないか、ちょっと私自身は評価しかねますけれども、それほど不自然さは感じないで、私はそういうのもあるシナリオの 1 つかなと思ったというのが、データもなく言って申しわけないんですけれども、感じではありました。

○中川委員 ただ今の小林審議官のお話ですが、確かに急激に増えています。これが増えてきているのは、第 1 回目の検討会で申し上げたんですが、議事録には残ってないんですが、正直言うと、地方での産業動物の診療獣医師あるいは地方行政に携わる獣医師の募集に対して獣医師の応募がないという状況は、処遇の問題だけなんです。今御指摘いただいた急激な小動物の診療獣医師の増え方というのは、これは単にそれを目指して獣医師になってきた人たちがこの世界に入ってくるだけの話です。ですから、ますます 1 人当たりの獣医師の診療頭数は、動物の増加以上に

獣医師の数が増えている傾向がありますので、先ほど御指摘もありましたように、偏在が小動物の中でも、多数の疾患を扱っている、たくさん動物を診る病院にたくさんの獣医師が集まり、今まで中庸だった方々が今は診療頭数がどんどん激減して、生活も圧迫されていくような状況にある方もあって、やっぱり小動物の獣医師の世界も格差というものが最近特にひどくなってきました。

ですから、それに基づくいわゆる獣医師のきちとした社会に対する責任を果たせない、言ってみれば非常に品位を欠くような宣伝や誘客をする行為というのが目立って、最近は獣医免許部会の方にもそういった形で上がってこられる方がいるぐらいです。そういうことを考えると、私は先ほど主張していますように、将来 20 % 受診が増える可能性というのは、現状から考えてもあり得ないというふうに申し上げているわけです。

○唐木座長 多分 20 % はあり得ないだろうと皆さんもお思いになっておられると思います。ただ、どういうシナリオをつくるかの問題なので、例えば関東と全国平均を比べると 15 % の差があるという話で、これを 20 % に持っていったので問題があるので、15 % と 10 % というようなことであれば、皆さんそれはあり得るかなということになるのではないかと思います、御発言どうぞ。

○吉田委員 現場のことを知らないで数字だけの話で申し上げますと、最低の地域が全国に対するマイナスのレベルというのはマイナス 20 % なんです。だから、全国を 100 として、上が 115、下が 80、こんな地域分布になっているようですね、このデータを見ると。だから、その意味で ± 20 % を開き、20 だけではなくて 10 と 20 ということ。それで、過去のトレンドからして増えてきているということであるから、下のほうは見ないで上のほうを 20 と 10 というところでやるというのは、現場のことを承知してないということを前提で申し上げますが、先のトレンドを見る上ではごく普通で、何ら違和感はないと私は思います。

ただ、どこまで見るかということなんです。このデータも、基本的に直近のところのデータをとにかくつくって、そこから延ばしていますね。普通は、この種のものは過去の流れを見て、過去がどうで、現状がどうで、先がどうだと、こういうふうに見るものなんです。過去のデータの時系列のデータがないものだから、そこは少し議論がある。多分過去の時系列があれば、詳細は承知してないんですが、プラス 20 というのは、少なくともそんな変なものではないのではないかと私は思います。

○唐木座長 ありがとうございます。

そういう前提で 10 %、20 % のシナリオが出てきたんだろうと思いますけれども、数字だけで

はなくて、この各地域の実態を考えると、なかなか 20 %は難しい話ではないかという御意見。その辺のところが理論的なシナリオだけではなかなかいかないところがありますので、やはりこれはディスカッションの世界なんですね。ですから、報告書の最後のところで、どうこれをきちんと書くのかということが大事な気がしますが、事務局の方では、20 %を削除するというところについては何か御意見ありますか。

○境畜水産安全管理課長 今、吉田委員からお話ありましたように、また座長からもお話ありましたが、この 10、20 というのは、15 %というものを基準に 1つの仮定として置いているわけですので、上だけ切って下だけ残すというのはやっぱり変ではないかと思うんですね。山崎委員のお話がありましたようにいろんなことがあり得るわけですので、そういう意味では、この報告書の最後にも書いておりますように、今後いろんな情勢変化に応じて変わってくることですので、そこはそういうことをはっきり書いて、今後とも見直す必要があるんだといったことを述べる。あるいはどうしてもと言われれば、先ほど座長から御提案があったように、文言として 20 %について付記をしていくという、そういう対応でやっていただけないかというふうに思っております。

あと、中川委員からの、変に使われてしまうという意味からいえば、別途、赤のグラフを除いたものも入れておくという形で、1つの仮定でやったものということで、こういう仮定であればこうなります、こっちの仮定であればこうなりますということが明確になるような形で報告書にまとめたらいかかと思えます。

○唐木座長 そうですね、赤のを除いたグラフはぜひこれにつけ加えていただきたいと思います。

○木村課長補佐 1点補足なんですけれども、10 %、20 %増加というのは、診療回数で見ざるを得ないというところで見ているわけでございますけれども、先ほど中川委員のほうからお話がありましたように、1回にかける労力というのは非常に大きくなっている。要するに質が非常に高いものが要求されることになっているということでございまして、1回当たりの労力というものを現状と同じように見ていいのか。狂犬病の注射と大変高度な手術と同じように見ていいのかということもありますので、そういう診療内容の高度化というものは、当然需要の方も伸びる要素になりますので、そのところも回数ということで見ざるを得ないわけでございますけれども、そういうところも加味いたしますと、それほどおかしな数字ではないのかなというふうには考えているところでございます。

○山本総括 では、ちょっと時間をお借りしまして、先ほど石井委員からのご質問の共済の数字は、過去 10 年間で共済の獣医師さんは、平成 9 年 1,843 名おったわけですが、約 1 割減って 9

割ということです。ただ平成 18 年、過去 3 年ぐらい、15、16、17、18 年ぐらいは、人数が微増で 1,680 人ぐらい。耐え切れずに採用を必死でしている。これ以上は減るとちょっとやっていけないというのが担当の実感のようでありまして、これをどこまでというよりも、むしろこれ以上いくと実態上過重労働というようなことがあるということなので、ちょっとこの数字も扱いづらい部分はあるのかなということです。とりあえず数字の補足だけさせていただきます。

○唐木座長 それでは、その点は事務局の方でいろいろ勘案をして、最もリーズナブルな根拠に立ってストーリーを変えていただきたいと思います。

大体議論は出尽くしまして――苦米地先生どうぞ。

○苦米地委員 公務員の関係なんですけど、よろしいですか。

○唐木座長 どうぞ。

○苦米地委員 どこの県も同じだと思うんですけども、毎年のように定員削減が行われていまして、それに伴って獣医師の数も減ってきております。9,112 名というのが最初のページのほうにありますけれども、現状でもこの数字、全国全部聞いたわけではないんですけども、かなり厳しい状況だということを聞いておりまして、なかなか不足状況が改善できないわけなんです。それはなぜかということ、募集しても応募してくれない。公務員の人気がないということだと思うんですけども、そういう状況で、群馬県なんかでも獣医師については採用困難職種という位置づけになっておりまして、どうにもならないので、今年度も 4 名入って 2 人ずつ分けたんですけども、やめた人をそれで補充できないわけですね。再任用という形で、60 定年退職した人を再雇用していますけど、それで何とか乗り切れるかどうか、今後のことがありますけれども、そういう状況で、それでいいのかということだと思うんですね。BSE があったり、これにも確か書いてありましたが、鳥インフルエンザがあったり、対応しなきゃいけないことというのは非常に多くなってきていると思うんですね。

それとあと同時に、これのどっかにありましたけれども、女性獣医師の数が非常に増えてきていまして、何歳以下ってどっかに書いてありましたけれども、半々だという状況だと思うんですね。これはどこの県も同じだと思います。そうすると、女性ですから結婚して子どもさんを産む。そうすると産休・育休を確実に取りますよね。最近では、1 年半から 2 年ぐらい産休・育休を取って、出てくるかなと思うとまた次の子ができてというようなことで、大体 2 人産むとすれば、4 年ぐらいの産休・育休を取られるのではないかなというふうに思っております。私どものところではそれを計算して、この年には何人採用してくださいよと人事課に 10 年計画で出したぐらいなんです。そうでないと、計画的に採用してもらわないと、なかなか穴が埋められないとい

う状況が出てきています。そこで、女性が半分に増えてきたと。ですから女性の層というのが、公務員は半分が女性、半分が男性ということになってくると思うんですね、今まではそうではなかったんですけど。

そうすると、1人が3年半から4年ぐらい、採用から退職までの30～36年ぐらいの間で取るということは、大体1割ぐらい削減と同じということで、9,112名公務員がいる中で女性が半分、4,500人。その1割、450人は確実に補充していかなければ、今既に不足の状況にあるという中で、やっぱりそれを補充してあげないと、女性も県に入ったんでは子どもを産めないと、そういう状況はつくりたくない。だから、これはこの分だよということで、450人は足してほしいなと、そんなふうに思います。

それともう1点、済みません、ちょっと長くなって。これの一番最後のページの真ん中のところに、産業動物の獣医師不足について取り組みを強化すべきということがありますけれども、ここにも公務員について待遇改善、地位向上、こういったことで入れてもらいたいなと。前回の資料の中に小動物診療獣医師の年収の円グラフがあって、私、非常に印象に残って衝撃を受けているんですけども、公務員で1,000万いく人って、他の県は分かりませんが、群馬県はいません。開業5年後の開業獣医師の1,000万以下というのは42%だったんですけども、その中に全部入っているんですね。5年後って、公務員で500万もいかないだろうと思うんですね。そういう状況の中で、獣医師になったって公務員になろうという人が少ないのは当たり前かなと。ですから、ここに取り組みということでぜひ入れていただければなと、そんなふうに思います。

○唐木座長　ありがとうございました。

獣医師の数を幾らふやしても産業動物にはいかないという、その仕組みをきちんと解析をして、その対策を立てるというのは非常に大事なことです。私は小林さんにもぜひお願いしたい、次回はそれを本気で検討するようなことを農水としてやっていただきたいと思います。ここに全ての回答を書くわけにはいかないので、やはりこれについては、より詳しく分析し、これを是正する取り組みを強化すべきであるというところで、次にやってくださいよということを盛り込んであるということで御理解をいただきたいと思います。それでまた、ぜひこれは継続して取り組まなくてはいけないというふうに思っております。

○中川委員　いろいろ委員の方から注文、ないし私も含めまして、いろいろ本日の報告書（案）について盛り込んでいただきたい、削除していただきたい、いろいろありました。この点につきまして、議論を統括していただきました座長に、この報告書に、今日の論議を踏まえまして新たに加えるべきこと、あるいはきちっと説明しなきゃいけない部分も加えていただいて、もう1度

座長がつくった報告書を出していただいて、それを我々が見て、報告結果として納得できるようなものにしていただきたいというのが私の提案なのですが、いかがでしょうか。

○唐木座長 わかりました。今、私がまさにそれを申し上げようと思っていたところです。今日、委員の先生方からいただきました非常にたくさんの御提案、御意見を盛り込んで、この報告書の（案）を改訂させていただきたいと思います。その（案）を先生方にお送りをして、それで先生方の御意見をまたいただくということで、この（案）はこれで確定ではなくて、そういう形でこれから大幅な改訂が必要であるというふうに思いますので、そんなことで進めていきたいと思います。もし、その（案）を先生方に見ていただいて、必要であれば、また検討会を開くことがあるかもしれませんが、その（案）で手紙やメールのやりとりでよろしければ、それで確定するということもあるかもしれませんが、それは先生方の御意見を伺って決めたいというふうに思っております。

どうぞ。

○奥澤委員 1つだけ補足ですが、先ほど苦米地委員から公務員云々という話がありましたけど、多分趣旨は畜産分野だけではないですよ。公務員一般、公衆衛生も含めたというところで誤解のないようにお願いいたします。傾向としては同じような傾向であります。

○唐木座長 奥澤先生からは、いつも公衆衛生を入れる入れろと言われますので、忘れないように入れたいと思います。

それでは、そういうことで先生がもしよろしければ、私がたたき台を再度つくらせていただくということにしたいと思います。

（３）その他

○唐木座長 それでは、そのほかに事務局から何かございますでしょうか。

○境畜水産安全管理課長 ただいま座長からまとめていただきましたように、本日いただいた御意見を踏まえて修正して、座長にまとめていただいたものをお送りした上で御意見を伺って、それで報告書としてまとめていきたいと思います。

なお、今後の対応ですけれども、その報告書がまとまった段階で、この会議自体も公開ですけれども、報告書につきましてもプレスリリースを後日させていただくということにつきまして御了解をいただきたいというふうに思います。

それから、今後の政策あるいはこういった需給見通しについての見直し、こういったものにつ

きましても当然情勢の変化が出てくるわけでございますので、また今後とも検討していきたいと思ひますし、また、いろんな農水省だけでできない、厚生労働省あるいは文部科学省、環境省、そういったところにも及んでくる部分もございますので、そういった幅広い検討も必要かというふうに思っております。また、どういうふうなやり方をやるかは、改めて御相談しながら対応してまいりたいと思っております。

○唐木座長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。どうもたくさんの御意見いただきまして、ありがとうございました。

閉　　　　　　会